

がけ・擁壁改修アドバイザー派遣を希望される方へ

北区では、近年頻発している大地震の教訓を踏まえ、がけ及び擁壁を対象に、無料で専門家を派遣しています。

1. 派遣対象となる擁壁等は、北区内に存するもので、次のいずれかに該当するものです。
 - ① 道路等に面しており、高さが1.5m以上のもの
 - ② 道路等以外の土地に面しており、地表面からの高さが2.0mを超えるもの

2. 派遣対象となる方は、次のすべてに該当する方です。
 - ① 上記1のがけ・擁壁の所有者又は占有者
 - ② 住民税を滞納していない方
 - ③ 不動産業者等でないこと（不動産業者が共有者で、その持分が2分の1未満であれば対象となります。）

3. 内容
がけ・擁壁改修アドバイザーががけ・擁壁の現地調査を行い、現状の問題点や今後の改修等について助言を行います。

4. 事前相談
派遣申請の前に、対象となるか等の確認のため、事前相談をお願いします。

5. 派遣申請の必要書類
 - ① 派遣事業対象承認申請書（第1号様式）
 - ② 所有者等である旨が確認できる、次のいずれかの書類
 - ア 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し
 - イ 当該土地の登記事項証明書（6箇月以内に発行されたもの）
 - ウ 賃貸借契約書の写し（所有者以外の場合）
 - ③ 申請者が住民税を滞納していない旨が確認できる、次のいずれかの書類
 - ア 住民税納税証明書
 - イ 住民税非課税証明書
 - ④ その他
必要に応じて提出していただく書類があります。

6. 申請の変更、取りやめなど
申請の内容に変更が生じた場合など、所定の手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

※お問い合わせ先

東京都北区 都市整備部 建築課 構造・耐震化促進係
TEL 03-3908-1240（直通）

R8.4

裏面もあります。

がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業の流れ

